

処遇改善加算及び特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

- A. 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を取得していること。
- B. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- C. 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

当該加算算定に関する要件として、当社では以下の取り組みを行っています。

【取得する加算】

- ・ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）または（Ⅱ）

【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容】

①入職促進に向けた取り組み

- ・ 法人、事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取り組みの実施

②資質の向上

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援制度やより専門性の高い技術を取得しようとする者に受講支援

③両立支援・多様な働き方の推進

- ・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
- ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

④健康管理

- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の研修やリフト等の介護機器等導入
- ・短時間労働者等も受診可能な健康診断実施
- ・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

⑤生産性向上のための業務改善の取り組み

- ・高齢者の活躍（介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ・5S運動の実勢による職場環境の整備

⑥やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化
- ・地域包括ケアの一員としてモチベーション向上に、地域住民との交流の実施

上記の取り組みをはじめとして、介護職員の処遇改善や働き方の改善に向けて継続的な取り組みを実施してまいります。